

平成19年7月6日

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣 あて
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 河島直明

下水道整備の促進に関する意見書

下水道は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、良好な水環境の回復保全に必要不可欠な社会基盤施設であり、本市においても公共下水道の整備を積極的に推進しているところである。

しかしながら、平成17年度末の本市の下水道普及率は65.2%であり、全国平均の69.3%と比べると4.1ポイント下回っている状況にある。

市町村合併が進んでいる中、円滑に整備を推進するため下水道法施行令による特例措置が講じられているが、その期限は平成19年度末であるため、平成17年4月1日に1市3町1村が合併して誕生した本市においては、その後の下水道整備の遅れが懸念されるところである。

よって、国におかれては、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 下水道整備の着実な推進と下水道普及率の地域間格差の是正を図るため、十分な予算措置を講ずること。
- 2 合併後の市において、平成20年度以降の下水道普及率の伸びを確保するとともに、下水道整備に遅延が生ずることのないよう下水道法施行令による合併特例措置の延長を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。